

中国における近代産業の展開と資本形態の変容

——清朝末期官僚制資本主義の萌芽を中心に——

田 曉 利

はじめに

- 1 前工業期経済の解体過程
 - 1-1 貨幣経済の浸透と商人階級の誕生
 - 1-2 手工業の展開と労働雇用の誕生
- 2 商業資本の形成
 - 2-1 社会的因習
 - 2-2 資本存在形態
 - 2-2-1 官僚による資本蓄積
 - 2-2-2 商人による資本蓄積
- 3 近代産業の形成
 - 3-1 「富国強兵」論の唱道と背景
 - 3-2 産業近代化の系譜
 - 3-2-1 官弁企業
 - 3-2-2 官督商弁企業
- 4 産業資本への変容
 - 4-1 租界地・開港地の資本形成
 - 4-2 買弁資本
 - 4-3 華僑資本
 - 4-4 官僚資本

むすび：

はじめに

明の時代、すなわち16世紀における中国社会の経済構造の基本形態は、小農業と家内工業によって結合された小農経済である。それは中国社会の経済における自給自足の条件であると同時に、アジア専制支配の基盤でもあった。すなわち、地主による苛酷な地代詐取の下における零細過小農業経営は、手工業生産によって生活手段を補わなければならない、このような収奪経済は労働力の極端な浪費を特徴とした封建的収奪制度をより強化する役割を果たした。

しかし、明末清初（16世紀末17世紀の初）になると、中国社会は自生的な資本主義的発展の萌芽が見られるようになった。例えば、紡績、製粉、製糖、陶器などの家内工業がかなり発展し、単純商品生産が既に普遍化したのである。局地的に、マニユファクチュア生産も既に現れるように

なった。¹⁾例えば、揚子江デルタ地域において、当時加工商品生産が盛んに行われるようになった。

しかし、封建制という支配構造が社会全体を構造的に支配的であったため、その内生された資本主義的生産様式の成熟が阻まれる運命になったのは言うまでもない。

すなわち、封建的土地所有の下で、商品生産の発展は商人階級の小生産者に対する収奪の増大を意味し、小農民の拡大再生産は、過重な地租負担によって、手工業の農業から完全に分離独立することの困難を意味する。零細農業と手工業の結合が固持されるという孤立閉鎖的経済体構造をバックとする生産構造と農村の共同体的諸関係及びその上に構築された専制的官僚制の一体的収奪が、結果的に中国社会の近代への前進を妨げてきた伝統主義的な社会構造の究極の土台であった。それが故に、内生的資本主義発展の萌芽が現れたものの、封建的収奪と自給自足を保障する小農経済の基本構造が変化を見せない中で、成熟することはできなかつたのである。これはヨーロッパ近代資本主義が侵入される前の中国経済社会の様相であった。

ところが、ヨーロッパ近代資本主義との遭遇によって、内生された資本主義的萌芽を成熟させない内に、中国社会は半植民地社会に陥られた。1840年からはじまったアヘン戦争の敗北により、南京条約をはじめ、一連の不平等条約の下で、外国商品及び外国資本が雪崩のように中国社会に侵入するようになった。それによって、中国社会の自給自足の伝統経済が次第に解体されると同時に、ヨーロッパ近代産業が移植されるようになった。結果的に、ヨーロッパ近代資本主義との出会いによって、中国社会に産業の発生に必要な客観的諸条件と可能性が作り出された。

しかし、伝統的な経済要素は資本主義的商品経済によって分解されながらも、資本制生産に対して抵抗し、制限を加え、或いは適応していたが、その過程においては、言うまでもなく中国社会及び中国民衆にとって苦痛に満ちた道程であった。特に、綿紡績業の解体過程に、先進資本主義の世界市場に組み込まれた中国農産物の商品化の過程に、更に資本蓄積の過程に見られることであった。

そこで、本稿はこうしたヨーロッパ近代資本主義との遭遇によって、中国社会の経済構造が自給自足経済崩壊から近代産業へとどのように展開されていたのか、そしてその展開過程における資本の蓄積及び資本の性格が、どのように変容したのか、を究明することを目的とする。

1 前工業期経済の解体過程

1-1 貨幣経済の浸透と商人階級の誕生

資本制生産の歴史的な前提は小商品生産と商品流通である。農業における小商品生産はまず商業的農業として現れる。商業的農業は、古くから一定の物産、すなわち特産品の生産において散在的に行われてきた。明・清時代になると、貨幣経済が農村に浸透するとともに、綿花・茶などの作物ばかりではなく、果樹・野菜のほか、米や高粱などの食料作物までも販売を目的とした栽培を行うようになり、商品化作物の多様化と栽培の地域的拡大が見られるようになった。明末から清初にかけて、商業的農業は既に中国本土の全域にまで広がっていたのである。

このような社会変化の中で、明の時代の中期から税制の面においても大きな変化が現れた。すなわち、税収の銀制化である。これは言うまでもなく、当時における一部地域、例えば華北・華

南地域での銀の流通が、すでにある程度普及したことによるものである。それが税制として、次第に全国に押し広められることによって、農村地域を強制的に貨幣経済に引っ張り込んだ結果となったのである。農民は、納税のために必要とする現金の獲得問題が現れた。そのため、農村における商品生産が各地に展開され、各地にその風土に適したいわゆる特産品、特産的工業製品の生産が、次第に勢いを増し、発展していったのである。たとえば、綿花を原料とする商品生産地としては、華北および江南の長江デルタ地域である。しかし、「いま北土（北方）ではひろく綿花を栽培するが織布に昧く、南土（南方）は織布に精しいが栽培は寡ない」（王象晋・二如亭群芳譜）という言葉に表現されているように、華北は紡績技術があまり普及していなかったため、収穫した原綿はもっぱら江南地域に移出された。南方綿作の中心地は長江デルタ地帯であり、なかでも松江・蘇州・常州がもっとも盛んで、16世紀から17世紀初には、松江府下上海県では綿作地が全耕地面積の五割強を占め、蘇州府の嘉定縣では実に綿作が全耕地面積の九割弱を占めていた⁴⁾。生糸・製糸業の中心地は、太湖南岸の浙江省湖州・嘉興の両府である。米の生産地は湖南・四川、砂糖黍は四川・広東・福建・台湾、お茶は安徽・福建、陶磁器として有名になったのは、景德鎮などである。特に農業税の過重であった江南地域においては、副業によって家計を補助する必要があっただけでなく、明の時代の中期以後には、ヨーロッパおよびアメリカに対して中国の通商門戸が開かれ、生糸・絹織物が大量に輸出されるようになったために、製糸・絹織が急速に発展したのはもちろん、綿作とともに導入された綿紡・綿織も著しい発展を遂げた。（表1）に示したのは、欧米市場に占める各国産生糸の構成比である。このような情状の下に、工芸作物栽培の拡大に伴って、食料作物栽培を駆除するという歪んだ農産物の生産構造が起きたのである。これによって、江南・福建・広東、いわゆる先進地域においては、明代の中期からすでに米穀の供給を主に湖南・四川に依存するようになったのである⁵⁾。

表1 欧米市場に占める各国産生糸の比率

(単位): トン数, %

年	市場規模	100%	中国生糸	日本生糸	インド生糸	イタリアフランス	その他
1867	6,537	100%	35.9	9.7	9.5	45.8	—
1877	8,390	100%	42.3	13.1	8.0	29.2	7.4
1887	11,888	100%	32.5	18.7	4.5	38.1	6.2

出所: 『洋務運動の研究』322ページ。

以上のように、これら手工業の発展に伴い、生産地域は都市からその郊外の農村地域までに展開し、幾つかの絹織機業および絹織物の取引の中心地が生まれるようになった。たとえば、蘇州府下の双林鎮や菱湖鎮など、綿織機業およびその取引の中心としては、松江府下の楓徑鎮や洙徑鎮などの小都市が勃興しただけではなく、絹・綿の機業は、また、これらの新興都市からその周辺の村に拡大されたのである。たとえば、盛澤鎮は、明代初期には人口わずか六十戸前後の小村に過ぎなかったが、隆慶・萬曆以後には、人口五万前後の都市までに成長したのである。また、盛澤鎮は、蘇州府属の呉江縣下の鎮であるが、弘治以前には同縣下には、小規模の市が三つ、鎮が、四つであった。しかし、嘉靖年になると、村から市に発展したのが、七つあって十市となり、萬曆年以後になると、三つの村と市が市・鎮に発展して十市七鎮となったという⁶⁾。明代以後の江南において、商業や手工業の発展に伴って都市の勃興も一般的に見られるようになったのである。

このように、中国においては、十七世紀の後半、李自成・張獻忠の内乱に続いて明・清王朝の交代があって、十六世紀以来の貨幣経済の発展は一時的に停滞したものの、十八世紀以後になると再び発展しはじめたのである。そして、明代における絹業・綿業は、商品生産としての発展によって、生産過程が分業化し、各分業をそれぞれ連携するものとして商人階級が誕生したのである。

1-2 手工業の展開

手工業の発展につれて、労働力の雇用システムが次第に形成されるようになったのである。まず、絹業の場合を見ると、養蚕と製糸は、アヘン戦争後、すなわち19世紀の70年代に、機械製糸が導入されるまでは、原料生産は養蚕農家によって行われ、製糸はまだ独立した生産部門として発展していなかった。その主な原因の一つとしては、乾燥技術が十分発達していなかったからである。というのは、製糸の前の工程においては、収蚕後蛹が蛾にかえらないうちに、制糸しなければならないので、乾蚕ができない状況のもとでは、どうしても養蚕農家自身が製糸せねばならない事情があったからである。したがって、当時においては、製糸が養蚕農家の副業として、未分化の段階にとどまっていたのである。ところが、清朝末期に入ると、主に城・鎮に生糸の流通を扱う専門商人が現れてから、状況が急速に変化した。生糸は、城・鎮にある生糸屋に売られ、各機械織業者は、こうした生糸屋より購入し、染色などの生産工程にいたるようになったのである。また、製織においては城・鎮の専門家によって、行われる場合もあれば、農家の副業として農民自身によって行われる場合もある。

生産組織の面においては、⁸⁾ 専門家は家族労働のみの場合もあれば、家族労働以外に徒弟をおき、織工を雇用しているものもあった。たとえば、明朝初期における杭州の織機4、5台を所有する専門家に雇用されていた織工の賃労働について詳細に記述している書物がある。⁹⁾ 明朝初期において、すでに城内の絹織機業には、雇用労働が使用されていたが、明朝中期以後になると、一層の発展を見せたのである。まだ、こうした専門家は、単純協業かあるいは分業的協業のいずれかによって生産を行っていたのである。

綿織機業は、絹織機業に比べると、比較にならないほど需要があった。なぜならば、当時ほとんどの中国人の衣類は、綿を利用して作っていたからである。したがって、綿作は明の時代からすでに全土に普及し、明朝末期になると農民による織布もかなり普及したことは、「織機十室必有、¹⁰⁾ 不必具図」（織機はどここの家にも必ずあるから、地図を掲げるには及ばない）の表現でよく理解できよう。（表2）に示したのは綿糸の生産と輸入推移状況である。しかし、綿紡績には適当な湿度が必要なため、綿布の商品化が発展するにつれて、その生産の立地条件に適した江南の松江府を中心とした地域が、次第に綿紡績において市場を支配するようになったのである。かつて華北でも紡績が行われていたが、空気が乾燥しすぎていて綿糸が切れやすく、そのために華北の綿紡績の専門家はよく土地を掘り下げて家を建て、その中で作業をしなければならなかったことはよく知られている。¹¹⁾ したがって、綿作は盛んであったにもかかわらず紡績はそれほど発展せず、棉花の栽培や紡績、江南に移されたのである。

綿織機業も絹織機業と同じように、城内や鎮・市の専門家によって行われたのである。生産組織の面においても、家内労働によるものの他、何台かの織機を有し、家内労働とともに雇用労働

表2 機械製綿糸の生産と輸入の推移状況

(単位): 万トン

年	生産量	輸入量	消費量	自給率
1880	-	0.9	0.9	-
1890	0.4	6.5	6.9	5.8
1894	1.5	7.0	8.5	17.6
1900	6.1	9.0	15.1	40.4
1902	6.1	14.8	20.9	29.2
1910	8.6	13.8	22.4	38.4
1912	8.9	13.9	22.8	39.0

出所:『中国綿業史』294-295ページ。

注:自給率は生産量÷消費量×100。

による分業的協業組織を有するものもあった¹²⁾。17世紀初期には、蘇州で染色の仕事に従事していた染工の数が数千人に上ったと言われている。これほどの労働者が雇用された理由は、彼らは蘇州城内で織られた物だけではなく、城外で織られた絹・綿布が蘇州城内の間屋商人に集められ、これを染色する必要があったから、これほど多数の染工を要していたのである。

ところで、このような雇用労働は、決して近代的雇用労働と同じではなく、被雇用者が雇用者に対して多分に隷属的な関係にあったことは、被雇用者が雇用者から食事を配給されていたことによっても想像がつくであろう。中国における被雇用者が食事を配給されることは、清朝末期になっても一部を除き、依然として行われていたことであるが、この事を持って雇用労働であることを否定することはできない。なぜならば、被雇用者が食事を配給されることは、16、17世紀のイギリスにおいても行われていたからである¹³⁾。

このように、中国においては、17世紀以後の機織業の発展によって、「機坊」と称される専門業者が城鎮の都市部で発展したが、その中には、雇用労働に基づく分業的協業であると規定できる組織を持っていた者もあったのである。このことは、イギリスの毛・綿機業が中世の特権都市の内部には発展せず、その郊外の農村に展開したのとは対照的である。イギリスの中世の特権都市においては、ギルド規制のために都市の親方が商業革命による市場の拡大に応じて自由に生産規模を拡大することができなかつたから、農村の副業として毛・綿機業が発展することになり、また、都市の小親方の中には、ギルド規制を逃れるために、農村に移住して生産規模を拡大するものもあった。イギリスの毛・綿機業が農村に発展したのは、こうした諸事情によるものであった¹⁴⁾。

ところが、中国の場合には、都市のギルド(会館、公所)が、生産規模を規定していなかつたから、機戸は自由にその生産規模を拡大することができたのである。こうしたことから、中国の絹・綿機業が従来の都市を中心として発展することになったと同時に、都市周辺の農村における農民の副業としても拡大され、結果的に専業の機戸に成長し、農村が、鎮・市に成長したことも事実であった。しかし、農村における機業の発展は、イギリスのように、ギルド規制のために都市機業として発展できなかったから、その代わり農村に展開し、拡大したというようなものではないが、中国においても農村における農民の副業、または自給生産としての絹・綿機業が、市場の拡大に応じて、商品生産として規模を拡大して、遂に分業的協業組織を持つ機坊に発展したと

考えられる事実を見逃してはならない。

中国において、16世紀以後、都市の内部に機業が発展し、専業の機坊が多くできたが、それが、18世紀になると、しだいに階級分化し、豊富な資本を有する機坊がしだいに商人化して無力な機坊の独立性を奪い、これを出機による問屋制の下に支配するようになった。そして、こうした問屋組織は郊外の郷・村や鎮・市よりも都市の内部にあったのである。

2 商業資本の形成

2-1 社会的因習

中国人の人生快事においてもっとも重視されるのは、「貴」・「富」・「多子」という三つが上げられる。アヘン戦争以前の中国社会において、ここに言う「富」はどのような方法で獲得されたのだろうか。明朝の文人である耿橘の「平洋策」の中に、中国南方地域の人々の慣習について、「農業では（投下した資本の）一倍の利益があるが、それは最も労力を要し、鈍磨な者がやることである。手工業は二倍の利益があげられるが、それも労力を要すること多く、手先の器用なものがやることである。商人は三倍の利益をあげるが、労力を要すること少なく、それは考え深いものがやることである。奸商は五倍の利益がある上労力を要せず、それは勢力があつて、悪がしい者がやることである¹⁵⁾」と書いてある。

すなわち、農業と手工業は生産部門であり、商業と奸商は流通部門であるが、生産部門より流通部門のほうが利益が多いこと、生産部門でも第一次生産部門である農業よりも、第一次生産部門の生産する原料に加工する第二次生産部門としての手工業のほうが利益があり、流通部門においても、奸商の密売、すなわち奸商の専売制度の下で（闇の）奸商の販売をする利益が、桁外れに大きかったことがわかる。奸商による闇の販売利益を獲得することは、当時に始まったことではないが、流通部門に従事する商人の利益が極めて大きくなったのは、この時期におきた貨幣経済の発展によるものであり、生産部門の利益が大きくなったのは、手工業品、特に衣類としての絹・綿織物の商品としての流通が発展したからである。また、農業の一倍といわれる利益も、この手工業の原料を生産することによって得られたのである。それはとにかく、これによって、「富」を蓄積する可能性があつたのは、手工業者と商人であつたことがわかる。

しかし、手工業の段階においては、生産による資本の蓄積よりも、商業資本が主要な役割を演じたであろうということも推測できる。なお、次節で言及するように、官僚蓄財のこともあげなければならない。彼らは、専制君主的な皇帝権力を背景にして賄賂をむさぼり、莫大な役得利益を得ることができたのである。アヘン戦争以前において、これら官僚・手工業者・商人の富がどのように蓄積され、また、それがどのような形態で資本として機能していたか、という問題を明らかにすることは、アヘン戦争後の近代的産業資本の形成を位置付けるための前提条件であると思われる。

2-2 資本存在形態

2-2-1 官僚による資本蓄積

中国の社会において、官僚は絶対権力を持つ皇帝の代官である。すなわち、このような官僚は皇帝の代官として国民に臨み、いろいろな手段で富を蓄積することができたのである。官僚になることは、「富」とともに「貴」をも獲得することになる。官僚のポストにつくためには、一定の資格試験すなわち「科挙制度」による試験によって認定されるか、一定の手続きで推薦・選抜されるか、または金銭を寄付することによって獲得されるのである。以上のような手段でいったん獲得された身分は、罪を犯してその身分を剥奪されない限り、一生享受できるものである。官僚は国家から定められた正俸の他に、諸規定による一定の給与も得ることができる。従って、ある意味においてこのような中国の官僚制度は、狭義的には近代国家の官僚制度とはよく似たところがあるが、それは、基本的には、国土の領有者と考えられた皇帝の使用人であり、代官であり、租税徴収人であった。まさに、マックス・ウェーバーの言う家産制官僚¹⁶⁾であって、国民のために公務を執行する近代的官僚とは、根本的に異なっている。また、広義に見ると、中国の官僚、現実に官僚ポストについているもののほか、その退職者、候補者をも含むだけでなく、官僚身分を獲得したものは、その地位に応じ、その曾祖、祖父、父にも官僚身分が与えられ、祖母、母、妻にも特別待遇が与えられる¹⁷⁾。さらに、諸制度によって四品以上の京官（中央官僚）、三品以上の外官（地方官僚）、二品以上の武官（軍人）が殉職した場合は、彼らの子供（息子）が条件なく官僚身分を与えられる¹⁸⁾のである。

このように、中国における近代の官僚身分制は、日本の武士のような世襲的身分ではなかったが、単に身分を取得した本人のみならず、その家族までもその身分が拡張されたのである。従って、この点においても近代的官僚には見られない特色で、中国歴史上における漢の時代の任子制以来の遺制である。

ところで、中国の狭義的な官僚すなわち、現実に行政上のポストを占めている者は、皇帝の代官とでも言うべきものであると言ったが、そうした代官の主な任務は、租税を徴収することと治安を維持することであった。しかし、中国の官僚は国家行政上に必要とする知識や才能を基準に選抜されたものではなく、あくまでも古典的な教養、いわゆる「詩文」や「絵画」の才能などを基準に選抜されたものである。従って、現実の行政実務を遂行していくためには、実務に通じる者の手助けが必要としていた。すなわち、官僚は必要な実務処理に応じて読書人のなかに援助者を招聘したのである。こうして招聘された援助者を幕友と呼ばれた。しかし、幕友も自ら日常業務にやったわけではなく、単に執行すべき諸事行を指揮しただけで、その実行を行うのは、胥史と呼ばれる人にゆだねられた。従って、中国の伝統的な政治体制では、最終的には政務の執行はこうした胥史の請負になっていたのである。特に、行政中にもっとも重要な租税の徴収も胥史に負かされていたのである。

中国の官僚ポストには、それぞれの地位に対応した正一品から従九品にいたる官層があり、その官層に応じて一定の年俸があった¹⁹⁾。文・武官僚の正規の給与としては、武官より文官の方が若干多い。清朝初期から官僚給与について次のように制定されていた。すなわち、総督は銀一万三千数百両から二万数百両、地方行政の最下級の長官である知縣で数百両から約二千百両である²⁰⁾。この制度は、雍正、乾隆似かけて、京官（首都所在地の官僚）は倍増され、外官（地方の官僚）は文・武官とともに養廉銀（慰安金と褒美金）が支給されることになったが、その後は、そのまま清末に至るのである。従って、官僚がその指定の俸給だけしか収入がなかったならば、その富の蓄

積はそれほど大したものにはならないはずである。現世まで伝わって、今もよく言われる当時の次の言葉が官僚の富の蓄積方法をよく表現している。すなわち、「三年清知府，十万雪花銀」（どんなお堅い府知事でさえも、三年で白銀十万両）。知府の俸給は年間わずかに約千二百両から四千二百両ぐらいのもので、それを三年間、飲まず食わず全額蓄えたとしても一万両になるかどうかである。従って、官僚が富を蓄積する可能性があったのは、以上のような法定の給与以外の収入があったからである。紹江酒の産地として有名になった浙江省の紹興では、四、五人が資本を出し合って、その中の一人の名前で官僚ポストを買い、その利益を分配することが行われたと²¹⁾のことが暴露されたように、明朝末期においては、官僚ポストが中国の伝統的な営利組合組織（合夥）の対象になるほど利益があったのは、このために他ならない。

しかし、官僚における規定外収入においても、京官と外官とは異なる形態で行われたのである。すなわち京官の規定外収入の経路は、主に外官からの賄賂であって、外官のそれは農民・商人からの規定外の徴収、商人からの賄賂、公金の横領、上級外官では下級官僚や官僚候補者からの賄賂などである。また、武官であれば、兵士の給与を削り、あるいは、兵士数をごまかすなど、規定より少なくして定数だけの兵費を受け取り、その差額を着服する。しかも、こうして蓄積された資本が、土地、貸家、高利貸、商業などいろいろな営利事業に投入されて、地代・家賃・利子・商業利潤を収得したのである。

すでに述べたように、規程上の俸給においては、京官の俸給は外官のそれよりかなり少ないが、しかし、京官には外官の賄賂が多かったのである。当時におけるこうした官僚間の贈賄現象を「大・小の京官は、給を外官の別敬（饒別）・炭敬（冬の暖取りの燃料）・氷敬（夏の納涼用品）に仰がない者はない。清廉なものもは折んでこれを受け取り、そうでない者は、誰でも彼でも引き入れ、師生兄弟の関係を結んでこれを要求する²²⁾」のように表現されている。こうした賄賂によって中央にいる官僚のトップ、特に皇帝の信頼を得ている有力者は、大富を蓄えることができたのである。また、こうした中央の大官や権力者が、地位や権力の利便さで莫大の財を蓄えたと同様に、彼らの家の使用者でさえも莫大な賄賂で財を築いた人も少なくなかった。たとえば、和坤の家僕の劉全が二十餘万両の財を持っていったことによっても分かる²³⁾。外官はこうした贈賄や赴任地への旅費（支給がない）のために、いわゆる京債を負って任地に赴くのである。この京債は、中国の歴史上の唐の時代以来のことであった²⁴⁾。京債は赴任の後現地の農民・商人に転嫁されることは言うまでもないことである。

次に外官の状況であるが、このうち農民・商人を直接的に支配するのは、知州・知縣である。すでに述べたように、知州・知縣は幕友を招聘してこれに政務を委任する他、その門生を任用した。また、公私の区別のない中国の伝統的政治体制では、州縣の役所はまた知州・州縣の住宅でもあったから、その家族も居住した。その家族は、扶養の一族および奴婢を含めて多数にのぼったのである。ここで言う奴婢とは家人とか家丁とか称された者で、知州・知縣の扶養するその兄弟、子およびその他の族人とともに政務に関係した家族である。従って、政治権力をバックにした営利は、胥吏自らによるもののほか、知縣・幕友・胥吏の共謀とか、幕友・胥吏あるいは家人・胥吏の共謀とか、または州縣の胥吏が上級行政府の胥吏と共謀するとか、土豪・劣紳とぐるになるとかによって行われた。公金を使い込み、その穴埋めに規程より多く錢糧を取りたて、州縣の顔役を通じて「樂輸」という寄付を割り当てる、災害によって減免された錢糧を取りたて、²⁵⁾

あるいは、すでに完納された錢糧を未納と報告してそれを着服する²⁶⁾。また、嘘の工事をでっち上げて、その工事費用を取りこむといったようなさまざまな方法で資金を捻出する。しかし、知州・知縣はその一部を上級官僚である知府あるいは直隸州知州に送らなければならない。その賄賂は、知府本人だけではなく、その知府の僕人には門包を、連絡事項の書類をとりつぐ者には茶議を贈る必要があった²⁷⁾。下級行政官僚は、上級行政官僚の家丁・胥吏・幕友に対しても頭が上がらなかったのである。このようにして、順次に総督巡撫に及んだのである。

また、武官の場合は、規定数の兵士をそろえなくても規定額の兵費を受け取り、その差額を着服した。乾隆四年の年間報告書に「これまで各省の提督・總兵以下士官らにいたるまで、ともに兵丁の俸給のピンをはねて収入にしている者がいる。これは古くからの慣例でこのようにしているのである。……²⁸⁾」と書いたように、武官が兵の俸給をピンはねすることは従来の慣例であったのである。

以上のように、政治権力をバックにして蓄積された官僚資本は、書画、骨董、金銀玉器として、あるいは銀・銭のまま蓄えられたほか、土地・貸家および商業高利貸資本に投じられた²⁹⁾。財産の大半が銀・銭のかたちで地下に埋蔵した釜の中に蓄えられることが行われた。それは、戦乱など非常の際における安全を図るためであることは間違いのないであろう。商業・高利貸に投じられたものは多くの収益があるが、戦乱に際しては無に帰してしまう。これに比べると、収益の面においては多少劣ることになるが、安全という点では確かである。中国の官僚がその政治的権力をバックに蓄積した富を、商業・高利貸の事業に投ずることは、すでに唐・宋の時代においても行われたことであるが、明朝中期以後の世界的な商業革命を背景とする貨幣経済の発展によって、それが一般化したのである。官僚階級のこの商業・高利貸的活動については、後の商人・高利貸の活動を考察する中で言及することにしたい。

2-2-2 商人による資本蓄積

明朝中期以後は、中国が世界通商圏の一環になったため、流通市場が質的転換を遂げた事についてはすでに言及したが、明・清王朝の交代期を経て、賦・役が完全に銀制化した18世紀以後になると、商品流通は一段と発展した。商品流通があまり発展していなかった時期には、地域によって、また、平時と天災時、収穫期と未熟期などの時期によって需給のアンバランスが著しく、したがって時期的な、または地域的な価格の開きが大きかった。商人は、この需給のアンバランスの時期による価格差を利用して、不当な利益を得たのである。この地域および時期による需給のアンバランスから生じる価格差は、交通機関の改革が行われない限り、最終的には解決しえない問題であり、明・清の商人の活動領域がここにあってとしても不思議ではない。しかし、村・鎮における定期市の普及によって、商品流通が急速に発展するようになり、少なくとも日用品に関しては、地域による価格差がしだいに無くなった。

しかし、定期市で扱われている一般大衆の日用品以外の地主や読書人または富商の求める贅品に関しては、依然として地方的価格差を利用して利得する機会を伺う商人の姿がそれ以後も存在していたのである。消費定期市の普及によって、日用品の国内市場が形成されていったことは否定できない事実である。各地の定期市は、生産者の生産物の販売、消費者の商品の購買、商人間の売買の行われる場であるが、この生産物の販売と消費者の商品購買とを連絡する流通の中心

になるものは問屋であり、それらの問屋は、直接または仲介商を通じて商品を購入し、再加工してから、各地方から仕入れにやってくる客商に販売し、または自ら各地に運んで、客商あるいは地元の定住商人に売ったり、支店を通じて売りさばくのである。各地には、その商品の産地出身の人が常住し、産地からその商品を運んでくる客商とともに同郷団体、すなわち會館・公所を組織していたのである。こうした會館・公所は、商品流通の密度の深化と貨幣経済の広がりにつれてしだいにその規模を大きく拡大したのである。

ところが、商人の経済活動範囲は単なる商品の流通分野に限って、利潤を獲得する者だけではなく、獲得する利潤を大きくするために、進んで生産者に生産費や原料を前貸してそれを支配し、生産コストを低下して製品の原価を引き下げるほかに、市場の必要に応じた品質やデザインの商品を必要量だけ生産しようとする。商人によるこの後者のような活動は、いわゆる問屋制のシステムにあたるのである。また、商人の中には、専売品の塩の収買、販売に従事する塩商や中国唯一の開港地である広州における外国船との貿易をする「行商」および市場において売買を仲介する「牙業」³⁰⁾と呼ばれる仲売人のような、政府の特許によって独占的な利益を得られる者もある。そして、塩商の中には、販売活動だけに従事するものもいれば、各地に塩を運送するいわゆる運送専門のものもいる。これ以外に、当時の金融機関としての役割を果たしていた「質屋」・「錢莊」・「銀號」・「票莊」などを経営する者、船舶によって海外、沿海に通商する者があった。

塩などの商品が専売品として中国に現れたのは、中国史上最初に統一した国として登場した漢の時代であった。国民生活に不可欠な塩などの商品は、国家が財政収入を図る上にもっとも好都合な商品であったから、漢の時代以来ずっと専売制度の下におかれ、これに携わる商人は、国家に対して莫大な税を納入する義務を負っていたと同時に、独占的な商業利益を享受することもできたのである。明朝末期以来、もっとも商業利益を蓄積できたのは、まずこの塩商であった。彼らの中には、学者・文人・画家を援助したり、書籍、書画、骨董品を集め、書籍を刊行した者もあったほどである。したがって、彼らの多くが居住地としていた揚州は、学芸の中心地であると同時に、奢侈の中心でもあった。そうした塩商とともに、独占的な商業利益を享受していた者は、18世紀の中期以後には唯一の貿易港となった広州の特許貿易商、すなわち行商である。

塩商と行商は、政治権力の統制下に独占的利潤を得ていたのであるから、政治権力との癒着もかなり深く、彼らの多くは国家に対する寄付、または家族から科挙試験合格者を出すことによって官僚身分を取得した官商でもあったのである。彼らの多くは、賄賂・同郷・血縁などによって現職官僚と関係を結び、その既得利益を擁護した。また一方においては、政府はその資金を貸付けて高利を、必要な際には、寄付・奉公の美名の下に彼らの利潤の一部が政府の手に収められることになったのである。³¹⁾ところが、この時期において上記の二商以外に大きな利潤を蓄積した者は、質屋である。貨幣経済の浸透とともに、質屋も急速に発展していた。質屋の経営においては、民間人以外に政府自らが開設したものもあった。しかし、貨幣経済の発達に伴って、商人に対する融資および為替の必要が増加したことから、しだいに質屋の代わりに登場したのは錢莊・票莊であった。（表3）に示したのは、上海における錢莊成長の状況である。当時、質屋の主な顧客は農民を含む小市民であって、業務内容も穀物・耕牛・耕地を質物として高利貸付をするぐらいであって、一般的に資本も小さかったため、商人への対応はしだいに困難になっていたのである。そうした状況の下に、商人に対する融資や為替を専門的な扱う機関、すなわち錢莊・票莊が発展

表3 中国における錢莊成長の変遷
（上海の場合）

（単位）：戸数，万元，%

年代	軒数	資本金	平均
	（戸）	（万元）	（万元）
1858	70	114.5	1.6
1903	82	459.2	5.6
1912	28	148.8	5.3
1920	71	776.8	10.9
1926	87	1,875.7	21.6
1930	77	1,937.8	25.2
1934	65	2,070.2	31.9
1937	46	1,912.0	41.6

出所：『近代銀行』67, 94ページ、『上海錢莊』191, 313, 386ページ。

していたのである。

すでに述べたように、官僚（胥吏・幕友をふくむ）・商人的手工業者・商人・質屋・錢莊者が最も重要な富の蓄積者であった。彼らは、一方では地主であったが、土地は積極的に富を蓄積するためのものではなく、むしろ消極的に富を維持するものであった。官僚・商人的手工業者・商人・質屋・錢莊者は、互いに別個のものではなく、官僚が質屋・錢莊・商店を経営したり、資本を出すことによって他の営業に参加したりしたのである。彼らの経営は、個人の資本のみによる場合もあるが、多くの場合血縁者、同郷者、友人、知人の何人かが資本を合同する合夥によることが多かった。このように、官僚、手工業、商業、高利貸が資本を蓄積する諸形態について述べたのであるが、彼らの手に蓄積されたその資本は如何に機能したのかを見てみよう。

第1には、それが奢侈的な消費にあてられたことである。特許商人の場合にそれがもっとも典型的に表現されているが、官僚階級もその文化的な生活のためにその富の多くを消費していた。

第2には、官僚や塩商の資本が質屋に投資されるとか、土地に投資されるとかすることによって、小市民・農民を収奪したことである。官僚は、まず政治権力をバックに、いろいろな名目で農民を収奪することによって富を蓄積するが、そのために農民を質屋や商人の収奪にさらす。しかも、その質屋・商業には官僚が投資している。こうして、官僚・商人は農民の土地を集中して寄生地主化する。官僚身分を有するか、または官僚とのコネクションをつけうる特権商人のみが、官憲の収奪を逃れて、土地所有が有利であったからである。

第3には、これらの資本は、一方で、行商が茶商人（茶莊）に前貸で支配したり、塩商が製塩設備を所有して製塩戸に貸與したり、前貸したりしていたが、他方で、絹織物・綿織物をはじめいろいろな手工業品・その原料および食料の流通部門に投資されて、農民・都市手工業者の小商品生産を前貸などによって問屋制的に支配しただけでなく、自ら雇用労働によって分業的協業を組織して仕上げ工程を担当し、また、進んで、生産のための工房を持つものもあった。

第4には、地縁的・血縁的結合関係が強固であったため、郷党的色彩の強い資本の集中形態となった。

このように、アヘン戦争前において中国に蓄積された支配的な資本は、基本的には直接的、ま

たは間接的に絶対的な政治権力によるものであり、しかも、その主要な機能は、官僚・地主・商業・高利貸として農民・手工業者・中小商人に寄生して役得や利潤を抽出することであった。このような特権的資本が保守的であったのは当然であり、これに進歩的な機能を期待することはできない。それだけでなく、こうした政治権力をバックにした恣意的収奪の強さが、地縁的・血縁的結合を長く存続せしめたひとつの有力な原因であったと見ることができる。

3 近代産業の形成

3-1 「富国強兵」論の唱道と背景

アヘン戦争以後、中国における伝統的な資本、すなわち官僚・商業・高利貸の手によって蓄積された資本とは異なる近代産業資本として、機能する可能性を持った新しい資本が、租界や開港地を基盤とした買弁、商人、華僑、および洋務官僚の手に蓄積されていたのである。これらの新しい性格を持つ資本は、中国の近代産業の展開にどのように機能し、また近代産業の形成にどのようなインパクトを与えていたのか、その諸動因について考察することにしよう。

アヘン戦争によって、中国人はある意味においては、はじめて西洋人が戦争技術の面において自分たちより優れていたものを持っていることを悟ったのである。しかし、こうした状況の中に置かれているにもかかわらず、中国の政府をはじめ大勢の中国人に依然として危機感を抱かせることはできなかったのである。それよりもむしろ、アヘン戦争後の10数年間は、中国の南方地域とくに広東を中心とした地域においての根強い排外運動に彩られた時代であった。中国政府をはじめ封建地主階級・官僚層は、西洋の、すなわち「夷」の科学技術を認めようとしないうち、ましてやそうしたものを導入することには反対を唱え、「奇技淫攻」のような物であるとして、それを拒絶したのである。このような状況の中に、数の面こそ少ないものの、中国の現状に危機感を抱き始めた人が、確かに存在していたのである。それが後に、中国版の「富国強兵」論を提起した林則徐・魏源および洋務派の曾國藩・左宗堂・李鴻章などの地方官僚たちである。この運動の主旨は、中国の産業近代化の必要性を認識し、その道へ出発させる計画を立案することを推進することであった。

ところが、このような認識をいち早く中央政府に進言し、実行を要請したのは林則徐である。たとえば、1842年に彼が中央政府に提出した南方情勢報告書の中に、「……たとえ野蛮人どもが海を超えて遁走してしまった後でも、われらの海の境界線を永久に守り抜くためには、戦艦、銃砲などが必要不可欠なことであって、これらを早急に整えねばならない。いま武器なくしては、どうしてワニや鯨を追い払うことができようか。」と進言し、中央政府に促したのである。また、アヘン戦争の敗北後、もはや「天下には永遠不変の法則など無し」と把握し、西洋の長所を取り入れるべきであると主張した魏源は、「夷の長技を師とし、以って夷を制する」という考え方を提起し、「海国図志」という書物を50巻を編著して、世界の現状の中におかれた中国の状況を捉えようとしたのである。そして、1860年代初期の中国を取り巻く国際情勢について、地方官僚の曾國藩は、「もしわれわれが自立強化の手段を求めるとすれば、われわれはまず中央政府の行政機能および行政手段についての改革を行わなければならない。まず、最優先課題として優れた人

材を集め、砲弾や汽船などその他の機会を作る技術を学ぶことを最も重要視すべきと考えなければならぬ。われわれがかれらより優れた技術を持つときにのみ、従順なる相手に対しては礼を返し、手向かう敵に対しては徹底的にこれを打砕くことができるのである。」のように書いたのである。この曾国藩の文書の中から、少なからず当時中国の現状を憂慮する地方官僚たちの国家観を窺い知ることができよう。すなわち、「大帝国」としての中国の伝統的観念である「野蛮人」からの忠誠と服従を享受するという極あたりまえの真理が、アヘン戦争によって「野蛮人」に敗れたことから生まれた深い屈辱、そしてもし外敵の脅威があればこれに対抗しようとする近代的産業技術を身につける必要性の認識といったような諸要素が同時に現れていたことである。ある意味においては、このような思想と国家観はその後の中国の歴史を通じて、孫文の「三民主義」と毛沢東時代の中国共産党の政治・経済政策およびその後の鄧小平時代の「対外開放・外資導入」政策を形成する上で、きわめて重要な役割を果たしたのである。しかし、こうしておなじように「西学」を唱道していた魏源と李鴻章とは、根本的に異なる点がある。魏源が主張したのは「兵は末なり、制度を作るのは皆立国の本なり」のように、資本主義的社会的政治制度や思想の導入を強調するのに対して、李鴻章らの洋務派が進む方向としては、伝統的学術文化の「中学」を本質的に保持しつつ、「西学」をあくまでもその利便においてのみ導入する思想を作り上げようとするのである。その意味において、魏源の唱道する思想は、李鴻章らの洋務派の枠組みを突破していたことと言えよう。

以上のような時代背景の下で、中国における最初の近代化産業が、曾国藩・左宗棠・李鴻章・張之洞などの地方官僚をはじめ一部の知識人によって唱道され、行われることになったのである。

3-2 産業近代化の系譜

3-2-1 官弁企業

ところが、中国においては、19世紀後半の産業近代化への努力は、主に三つの経路を並行させながら推し進められていたのである。その三つの経路とは、官弁（政府プロジェクト）、官督商弁（政府による官督のもとに、商人が経営する形式。すなわち、政府の保護の下での官民合作事業）、商弁（中国および外国の開港地に設立された民間企業）、のことである。この三つの経路の内、言うまでもなく最初の二つが自国の自立・強化と密接につながっていた性格を持つものであるのに対して第三の経路は、圧倒的に外国の資本・技術の誘導型であった。紙幅の関係上、本稿は三つの経路の内最初の二つに限定して論ずることとする。

まず、官弁企業から順次に見ていくことにしよう。官弁の企業が軍需産業を行った時期としては、1864年から1873年ごろまでのことである。この時期においては、官弁企業は主に国防的な軍需産業を中心に展開していた。（表4）に示したのは、近代産業の設立と労働雇用状況。洋務派の地方官僚は、西洋人が中国への進攻ができたのは、優れた戦艦と砲弾にあるとして、国家の軍備における近代化の重要性を中央に進言しつつ、中国に初めての軍需産業として「江南製造局」・「金陵機器局」・「福州船政局」・「天津機器局」という4大兵器工場を相次いで設立させたのである。この4大兵器工場のうち、「江南製造局」・「金陵機器局」の両工場は、曾国藩・李鴻章によって支配されたのであって、「福州船政局」と「天津機器局」の両工場は、それぞれ左宗棠と清朝の大貴族である崇厚の支配下におかれたのである。その後に、張之洞によって設立された

表4 近代企業設立と労働雇用状況

企業類別	企業名	創設年	企業形態	創設者	労働者数（年度）
近代軍需工業	江南製造局	1865	官弁	李鴻章	2,000余（1876）
	金陵機器局	1865	官弁	李鴻章	700余（1886）
	天津機器局	1867	官弁	崇厚	2,000余（1884）
	福州船政局	1866	官弁	左宗棠	2,000余（1874）
近代鋳工業	基隆炭鋳	1876	官弁	沈葆葆	1,000余（1881）
	開平炭鋳	1878	官督商弁	李鴻章	3,000余（1889）
	平度・招遠金鋳	1883	官督商弁	李宗岱	600余（1887）
	漠河金鋳	1889	官督商弁	李鴻章	2,000余（1891）
	大冶鉄鋳	1882	官弁	張之洞	1,000余（1890）
銑鉄業	漢陽鉄場	1890	官弁	張之洞	3,000余（1891）
綿紡績業	海機器織布局	1890	官督商弁	鄭觀応	4,000余（1893）
	湖北織布局	1892	官弁	張之洞	3,000余（1893）
船舶業	輪船招商局	1872	官督商弁	李鴻章 盛宣懷	不明

出所：張国輝『洋務運動与中国近代企業』人民出版社，1979年，pp. 341, p. 375.

「漢陽銃砲工場」をはじめ各地に多くの機器局と呼ばれる兵器工場が設立されたのである。

こうしたいわゆる中国の近代産業の象徴である官弁軍需産業は、いうまでもなく資金は、中央政府から供給されたのである。それがゆえに、製品（武器・弾薬・船舶など）の配分などもすべて中央政府の支配を受けることになったのである。中央政府は、おもに国の関税収入の中からそれに当てる分の資金を捻出したのである。このように、軍需産業は、官弁という政府の出資によって育成・発展させていた特徴を持つ一方で、外国勢力に多く依存していたことも、そのもう一つの特徴と言えよう。中国の4大兵器工場の状況を見れば、その構図が容易に理解することができるのである。たとえば、「江南製造局」・「金陵機器局」の両工場を支配下においた李鴻章は、イギリス勢力をバックとする中で、その政治的な頭領を謀ろうとしていたり、左宗棠は、フランス勢力と結びついて、フランス人のギーケル（Giquel）を「福州船政局」における経営の総責任者に任命し、フランスの技術、経営ノウハウを取り入れようとしていたり、また「天津機器局」を支配していた清朝貴族の崇厚もやはりイギリス人と手を組んで勢力の拡大を計ったのである。このように、中国における最初の近代産業としての軍需企業の育成は、いずれも国営という名の下に、その実質的な支配者である地方官僚および清朝貴族によってそれぞれ列強諸国の勢力とリンクさせた形で、その幕をあけたのである。

ところが、こうした企業は政府の資金で運営されている、いわゆる国営企業の形を取っているとは言うものの、企業の自質的な運営に関しては、実際のところにおいて、その企業の發揮人である、すなわち地方官僚たちの公務上または私的関心に委ねられていたことが実情である。というのは、そもそもこうした近代的産業の育成が必要であることを中央政府に提起したのは、いわゆる各地方の官僚兼軍閥であったからである。たとえば、「太平天国の乱」を余力惜まず、鎮圧に加わった李鴻章の率いる淮軍および左宗棠の率いる湘軍は、いずれも積極的に近代産業を唱道した主力である。したがって、こうしたいわゆる国営企業の経営者に変身した地方官僚たちによって経営された軍需企業は、彼らの個人的な色彩が色濃く反映されたのである。たとえば、（表4）に示した企業における労働者の雇用問題に関して言えば、李鴻章の支配下に置かれてい

た「江南製造局」の状況を例にすると、1884年ごろにおいて労働者構成に占める湖南省出身の労働者の割合が半数以上に達していたことから分かるように、近代企業の中においても、やはり中国の伝統的な組織関係、すなわち地縁・血縁・縁故関係を中心とした雇用体制が採用されていたことをうかがい知ることができるのである。また、そうした経営者が企業の発展に尽力している間にはともかくとして、その経営者の後援が無くなると、政府からの資金供給が途絶え気味になり、そして彼らの後継者として赴任した責任者は、すでに初期の唱道者たちとは異なって、企業の発展にはあまり関心がなく、企業を私腹を肥やす場とした者が多く現れるようになったのである。資本主義的産業競争の圏外にあった、商品生産ではないこうした近代企業の間隙を見て、後任の経営者たちは、経営管理には形式的になり、採算を無視した経営が行われるようになったが故に、こうした近代軍需企業が、結局衰退してしまうとか廃絶してしまうとかの運命に辿ってしまうのは通例である。

したがって、政府が主導し、全国規模でかつ一貫性の持った開発計画は、当時の中国には行われていなかったが故に、これらの企業が国内の需要に結びつかなかったのである。そして、生産過程において莫大な資金が投入されたにもかかわらず、無駄な部分が多かったのである。もちろん、こうした企業は全然意味を持たなかったわけではないが、その経営と努力が無駄にされたことが多く、効率性の低い結果になってしまったのである。これは、中国の伝統的政治体制のごく一般的な連なる問題であって、これらの軍需企業だけの問題とすることは、もちろんできないのである。中央政府のある役人は「中国の製造局・機器局などは10ヶ所ほどあり、毎年莫大な資金が供給され、消費されているが、いざということになると、やはり外国から兵器・弾薬を購入しなければならぬ。日頃工作に努力せず、製品が精良でないことは、すでにこのことからほぼ分かる³²⁾」と言って攻撃しているが、これが、当時の中国における軍需企業の実態であった。

3-2-2 官督商弁企業

次に、監督商弁（Government Supervision and Marchant Management）の企業の状況であるが、監督商弁という半官半民、すなわち官営と民営形式の企業は、官弁企業、すなわち国営企業のような軍需産業への傾斜とは異なって、民需産業を中心に展開されたのであった。このような監督商弁という新たな企業形態ができて、後に大きく拡大され始めた理由は、大きく分けて以下の二点に纏めることができよう。一つは、当時における中国の国内情勢によるものである。すなわち、天津・北京条約による賠償金と軍備費用および官弁軍需産業費の増大によって、政府の財政支出が大きく膨らむことになったのに対して、逆に農民暴動などの原因によって、税収不足の状態におちいったのである。この政府の財政収入の減少によってもたらされた財政難の問題を解決するための一つの手段として、民間資本導入の必要性を認識されたからである。

また、もう一つは、当時において民間資本の企業投資熱がかなり大きくなった点である。周知のごとく、1870年代から1880年代にかけて、中国における民間資本が地主・商人・官僚・買弁などの諸階級に蓄積されていたのである。にもかかわらず、伝統的中国社会における「農本・商末思想」によって、民間資本の単独的な経営が抑圧されていた状況にあったのである。こうした中国政府のおかれていた状況と民間の資本家たちのおかれていた立場から、自然的な突破口としての半官・半民形式の企業形態が、こうした特殊な歴史背景を背負いながら現れるようになったの

である。

言うまでもなく、監督商弁というのは、政府の援助下に民間人の出資によって企業体を組織運営し、政府から監督を派遣しこれを監督するものである。政府にとっては国家事業をほとんど資金を支出することなく経営することができるし、民間の商人・資本家諸階級にとっては、中央政府の役人との馴れ合い関係を作ることによって、いろいろな特権を得ることができるから、このような協力関係が成立したのである。監督商弁企業は、政府の役所を代表する責任者が企業に寄生して不生産的な費用を増大させ、経費倒れの危険も多分にあったのである。

ところが、中国における近代産業分野で形成された監督商弁の企業として、もっとも代表的なものは以下の四つの企業である。すなわち、「上海輪船招商局」・「開平鉱務局」・「電報局」・「上海織布局」である。この中にもっとも早く設立されたのは、1872年11月に上海で設立された「上海輪船招商局」である。当時、中国の東南海岸沿いの海上で航運業をいとなむ中国人商人は、外国籍の船舶による沿岸貿易によって、しだいに困難な立場に追い込まれていくことになったのである。そうした状況の下に、李鴻章は、真っ先に中国政府に国内の商船業を振興し、諸外国の船舶会社から中国の海上における商業権益を奪還する必要性を訴えて、商船を製造する専門の企業を設立することを提案したのである。この「上海輪船招商局」の設立によって、中国における海運および河川の運輸事業は、外国の船舶会社や商人によって独占的に行われていた歴史に終止符を打つことになったのである。これをきっかけに、外国の船舶会社や商人に握られていた長江や長江沿岸地域における船舶運輸事業に、中国の資本として、初めて本格的に参入することになったのである。

また、「開平公務局」もやはり李鴻章を中心として設立された近代企業である。当時、政府のプロジェクトとして大量に設立された国営の軍需産業の稼動によって、国内における鉄と石炭の需要が上昇する一方である。中国には元来、土法による製鉄と石炭掘りは存在するが、それは、近代的産業の生産需要にはとても満たすことができないから、輸入に踏み切らざるを得なくなったのである。輸入先として、鉄はおもにイギリスから、石炭はおもにイギリス、オーストラリア、アメリカ、日本などである。

こうした現状を見て、李鴻章は中央政府に「福建や上海の各開港地が毎日使用する外国の鉄・石炭は極めて多いが、中国産のものは多くは役に立たない。だから中国の各開港地に来る外国船も外国の石炭をもってきて使用せねばならぬ。もし港を閉ざして貿易を中絶するような時にでもなると、各鉄工所が操業を止めなければならないのみでなく、完成した船舶も石炭が無くて全然航海ができないことに成る。これほど深く憂慮すべきことはない」と進言し、中国人自身によって鉄・石炭の近代的開発の重要性を強調したのである。実は、李鴻章のこうした憂慮は、当時外国人による中国国内の鉄・石炭資源に対する調査がすでに行われていたことから生じたものである。こうした事情を知った李鴻章は、中国固有の利益を自らによって採掘りし、外国の商人や企業に採掘りを許してはならないと主張した。さらに外国の機械と方法を用いて、官督商辦という近代的な開発組織で開発を進むべきという彼の提唱によって設立されたのは「開平公務局」である。このように、中国の近代産業の中における官督商辦の企業の設立は、どちらにしても外国籍の船舶や外国の石炭など、いわゆる外国勢力と対抗・競争、それに最終的に打ち勝つために設立し、運営されていたことが注目されたい。

表5 経営形態別近代企業の推移状況

(単位): 数, 千元, %

年 代	商弁企業			官弁・官督商弁企			合 計	
	企業数	資本金	資本比率	企業数	資本金	資本比率	企業数	資本金
1872-1894	53	4,704	22%	19	16,203	78%	72	20,907
1895-1913	463	90,821	75%	85	29,476	25%	548	120,297

出所: 中国人民大学政治経済学系編『中国近代経済史』上冊, 人民出版社, 1979年, p. 224.

ところで、監督商弁企業の創立にあたっての資金面においての特徴と言えば、官股（国家資本）と商股（民間資本）という二つの異なった性質を持つ資本の結合にある。すなわち政府から若干の資金を支出する一方で、他方においては民間から資本を募集し、企業が発展し利潤が現れるときに、その利潤の中から一定の比率で政府資金を償還していくのである。また、国家資本に対して、企業への貸し付きによる元利返済義務を伴うこととなるが故に、民需産業は商品を直接的に市場とリンクさせ、独立採算性を取るようになっていたのである。この点においては、きわめて資本主義的生産、剰余価値生産の誕生として見ることができよう。

しかし、経営的優位を経過した官督商弁企業は、やがて経営の行き詰まり、倒産・外国資本による吸収合・民間資本化といった嵐の中で、その歴史的役割を終えることになったのである。その原因は、いろいろあるが、官督商弁企業の資本募集と日常の企業運営に携わる民間資本家たちは、企業内の役人側に束縛されていることを実感したことによって、彼らの考え方を大きく転換させたことが、その決定的な原因となったのである。洋務派官僚による経済の統制に対して、桎梏と感じつつあった中国の初期のブルジョアジーたちは、政府による「官督」という制約から抜け出し、純民間の資本による「商弁」のみの企業経営形態の重要性を認識し、しだいに強く強調されるようになったのである。結果的に、官督商弁の方法による企業経営の出現は、純民間資本による「商弁」企業の発展にルールを敷かれる役割を果たしたのである。封建的官僚・地主階級は、民間資本における企業投資熱を利用して、自己権益のために誘導しようとしたが、結局自分たちに対抗する勢力を同時に育成していたのである。(表5)に示したのは、経営形態別近代企業の推移状況である。「商弁」企業がその後急速に成長したことは明白である。

4 産業資本への変容

4-1 租界地・開港地の資本形成

アヘン戦争以後、中国における資本蓄積に新たな要因が加わった。すなわち、第1は、このアヘン戦争によって中国本土から香港が、割譲されてイギリスの極東における貿易の根拠地になったほか、東部沿海地域の五つの港が開かれてから、天津条約・北京条約・下関条約によって新たな開港地が追加され、多くの欧米人が、あとに日本人も加わってこれらの諸開港地に通商し、また、それらの開港地の主なところにおいて各国の租界地が設けられ、それが事実上中国の政治的権力のほとんど及ばない独立的行政地域を形成したことである。第2は、これらの通商地域における外国商人の通商活動の発展とともに、外国人の通商に重要な機能を果たす「買弁」と呼ばれ

る新しい「商人層」が形成され、彼らの手に「買弁資本」と称される新しい資本が蓄積されたことである。第3は、中国の読書人階級の中に、近代的物質文化に対して理解を有する者がしだいに増加し、いろいろな立場からそれを採用しようとする気運が、漸次的ではあったものの、高まっていったことである。また、第4は、福建・広東から東南アジア諸地域をはじめとする海外に移住した者の中に、近代的企業家として成功した者が出てきたことである。

中国における嘗ての租界地のことを論ずる場合には、上海のことを抜きにしては論述が成り立たないほど上海は、中国における租界地の最も代表的な地域である。租界地という特殊な空間が形成されるようになった原因は、1843年10月8日、現広東省の「虎門」において締結された五港通商追加条約の第七条の規定によるものである。その通商条約によって、イギリス人は、中国政府および土地所有者に対して一定の租借料（事実上の買収）を支払う代わりに、永借権を獲得したのである。イギリス人は、この居留地域の設定と地域内での事実上の土地所有権の承認が認められてから、「治外法権」と共に、居留地域が中国の行政権から独立した租界に発展する基礎となったのである。

かくて、1854年の改正土地章程によって、借地人會が選出する参事会員で構成する参事会が行政の権限を持つ自治都市になったのである。そのような状況の下に、他の列強諸国も租界の設立に乗り出した。たとえば、1844年7月「望厦条約」を締結したアメリカ人は蘇州河の北部に、アメリカより3ヶ月遅れて「黄浦江条約」を締結したフランスは、上海京城と洋涇濱との間に相次いで租界を設定した。こうした租界の中で、フランス租界は1862年に自治都市となり、1863年9月以後、アメリカ租界とイギリス租界と合併して、共同租界となったのである。

ところが、イギリス租界内では、最初のうちはイギリス人をはじめとする諸外国人およびその使用人とされる中国人のほか居住することが許されなかったが、1953年3月、太平天国軍が南京・鎮江を攻略し、それに呼応した小刀會の劉麗川が同年9月上海京城を占領すると、二万人を超える中国人が中立地域の租界に避難した。こうした新たな事態が、イギリス人居留地を自治都市組織に改めることをならしめたのであるが、同時に租界地内の中国人の地位を変化させた出来事でもあった。すなわち、1855年、小刀會が上海京城から駆除された直後に、中国人が租界で土地・家屋を租借することが認められ、租借料の8%の税を納めることになったのである。

すでに述べたように、租界地域は、完全に中国の主権から離脱したのではなく、永借地として中国政府に税を納入していたのである。また、この地域に居住できるようになった中国人も、中国の主権の支配下にあったのである。しかし、1854年の「土地章程」では租界が警察権を持つことが認められてから、事実上租界地内の中国人に対する中国政府の支配は、稀薄にならざるを得なかったのである。1862年7月には、中国政府の強い要請により、租界内の中国人に対する課税が認められ、租界当局から賃借料の20%を徴収し、その中の半分を中国政府に渡したことになった。

しかし、租界内の中国人に対する中国政府の課税は、それ限りの協定であった。ある意味では、租界内においては、中国官僚の気ままな収奪を免れ、また、中国の外戦・内乱の危険から逃れることもできたのである。たとえば、太平軍が江南平野に進出したとき、避難民が洪水のように租界地に流入し、租界地内の中国人人口は一時的に三十万となり、ピーク時は五十万人にも達した。もちろん、上海の租界が、外国人の不法な営利を保護したことも事実であるが、また、革命主義

者に避難所を提供し、中国人企業家を中国政府からの収奪と内乱からの保護して、その資本の蓄積を容易にしたことも否定できない事実である。アヘン戦争後の新しい中国資本は、各地の租界地、特に上海の共同租界に居住する中国人によって蓄積されたのである。

4-2 買弁資本

租界における中国人の手に蓄積された資本の最も重要なものは「買弁資本」である。もともと「買弁」とは、中国政府がその必要とする物資を現物で民間から徴収せず、現金を支払って買い上げることを指すものであった。しかし、ポルトガル・イギリスなどの商人がマカオ・広州に来て貿易するようになると、これらの外国船に食料や薪水などの補給物資を供給する者および、広州の外国商館の主席会計係であり売買の仲介人である者を「買弁」と呼ぶようになったのである。外国船に物資の補給をする型の「買弁」たちは、広州の税関の役人に権利金を納めたり、賄賂を送ったりすることによってその営業を独占化していったのである。彼らのボートは、外国船をマカオ沖で待ちうけて、パイロットを給し新鮮な食料などを売り込み、黄浦停泊中もその必要なものを調達した。こうした買弁の活動地域は、主にマカオ・黄浦あたりであった。³³⁾

もう一つの型の「買弁」、すなわち、広州の商館に雇用されてその会計係を勤め、売買の仲介をする型の「買弁」（普通この種の買弁を社内買弁と呼んで、上に述べた船買弁と区別することにする）であるが、このような買弁たちは、1834年に東インド会社の中国に対する貿易の独占が廃止された後、重要な意味を持つようになったのである。東インド会社による中国貿易の独占撤廃後、イギリスの自由商人が一斉広州におしよせ、それに刺激されてアメリカの商人も大量に増加したのである。大量の欧米商人の増加と共に、外国の貿易商会も急増した。こうした商会は、いずれも社内買弁を雇用し、貿易の仲介を依頼することになったから、社内買弁の人数も急増し、広州の通商生活にとって重要なものとなったのである。

ところで、広州に通商する者は、組合商会も個人商店も皆黄浦の商館の家屋を借りて居住し、営業したのである。ここで雇用される買弁は、その人物や才能については行商に保証されていた。この行商は、その外国商会または商店の保証人であり、すなわち「保商」でもあった。保商は、彼ら自身が政府に対して保証の責任を負っている外国商会また商店に、買弁を推薦したのである。外国の商会または商店に必要な料理人・使用人その他の中国人労働者は、いずれも買弁に対して忠誠・忠順の買弁の家人であり、買弁はまた彼らの行為に責任を負うことになったのである。

買弁は、彼らの雇用されている商会内部の経済一切をつかさどって、すなわち一方では食事の世話係であり、他方では現金・貴重品を保管する金庫を管理する会計取締でもあったのである。彼らの俸給は、年間銀250~300であったが、それ以外の収入がかなり大きかった。たとえば、流通する貨幣の銀の良否鑑別をする時には手数料を、絹織物その他の商品の購入契約において、行商以外の中国商人に対する前貸金からも利益を得、商会に供給する食料その他の品物に対しても手数料を取ったのである。

ところが、アヘン戦争による五つの港の開港によって、この「買弁制度」が各開港地域および租界に持ち込まれることになったが、「行商制度」は廃止されてから、行商時代のような、中国政府は行商に外国商人を監視させ、行商は買弁を通じてこれを監督するというような、買弁の政治的機能は無くなって、純粹に経済的機能のみになったのである。

アヘン戦争以後は、すでに述べたように、「船買弁」はしだいに減少し、無くなったのに対し、「社内買弁」はますますその重要性をくわえていったから、買弁と言えば社内買弁を指すようになったのである。社内買弁の制度はもともと広州貿易とともに成長し、形成されたものであり、買弁になった者も、広州・マカオおよびその周辺の人であった。彼らとすでに密接な関係を持っていた行商時代の外国商会は、香港を本拠地として中国の各開港地における通商の先駆者になったことにつれて、広東出身の買弁も上海をはじめ各開港地の外国貿易に活躍するようになった。中国の企業組織は地縁・血縁を基礎にするものなので、社内買弁が広東人であれば、その企業組織内の人員も、買弁の地縁・血縁の広東人で構成され、彼らの間で買弁の地位が相伝されることが多かった。しかし、上海について言えば、時間と共にその周辺の江蘇・浙江の出身者、特に浙江出身の買弁が新たに中国の買弁行列に加わったのである。

以上のように、行商時代の社内買弁は、保商の推薦によって黄浦の外国商会または商店に雇用され、中国人使用人を取り締まり、外国商人の日常生活の世話役をし、営業上の出納をつかさどり、売買の仲介をしたのである。彼らは、年間銀250～300の俸給を受け取るほか、雇用主のために売買の仲介をした場合に、両方から1%或いは2%の手数料を取る。また、雇用主の注文の貨物を注文値段よりも安く購入し、または売却する商品を注文値段より高く売ってその差額を利益にし、秤によって異なる銀両の差額を利益にするなど、すなわち、雇用主を犠牲にして私財を蓄積したのである。とは言うものの、雇用主と買弁の利益が一致しなければ両者の結合はできないわけであるから、買弁は自分も儲けるが、雇用主にも儲けさせるとというのが普通のあり方であったと言ってもよからう。

このように、買弁は、外国商人の中国における通商営業の請負人であり、その必要な使用人は自らの負担で自由に雇ったのである。彼らは、行商の支配下にあつて、時には行商が外国商人を監視するための道具としても利用されたのである。

ところが、これまで述べてきたいわゆる商業関係の「社内買弁」とは少しおもむきの違つたのは、「銀行買弁」である。行商時代においては、銀行業務が未分化の状態にあつたため、各商会は、物資の売買のほか、自らが手形の売買・現銀の出納保管もやらねばならなかつた。アヘン戦争後には外国および中国の銀行の本・支店が相次いで香港や上海に進出するようになってから、銀行業務が分解されるようになった。たとえば、Oriental Banking Corporation（麗如銀行）が³⁴⁾1845年4月および1848年に、Mercantile Bank of India, London and China（有利銀行）が1854年に、Chartered Bank of India, Australia and China（麥加利銀行）が1857年に香港・上海に支店を³⁵⁾設け、1864年までには、香港に六つの銀行の支店が³⁶⁾あつた。また、その翌年にはHongkong and Shanghai Banking Co（匯豐銀行）が香港に本店を設立してから、順次に上海・漢口・北京・広州に支店を展開したのである。³⁷⁾これらは、イギリス系の銀行であるが、1889年には、Deutsch-Asiatische Bank（徳華銀行）が上海に設立され、また1895年に設立されたRusso-Chinese Bank（露清道勝銀行）が翌年上海に支店を設け、Banque del'Indo-China（東方匯理銀行）も1894年に香港、1899年に上海に支店を開いた。また、横浜正金銀行も1893年に上海に支店を開設した。これ以外に、National City Bank（花旗銀行）、Nederlandsche Handels-Maatschappij（荷蘭銀行）は、20世紀の初頭になって香港・上海などに支店を設けた。中国の近代的銀行は、1898年に開設された中国通商銀行が最初であるが、外国銀行や外国人と取引が生じることから、

ここにも買弁が存在していた。このように、中国における外国銀行の本・支店が増加するにつれて、銀行の買弁もその重要性を日に増して増加したのである。

銀行は、手形・銀の取り扱いが主な業務であるから、その良否の鑑定が重要である。したがって、銀行の買弁はこうした業務についての経験や知識が必要であった。また、その雇用契約に際しては、契約書に保証銀額を定め、この銀額をその銀行に預金するほか、保証責任額を明記した保証人4、5人を立てなければならなかった。買弁が必要な人員を自己負担で雇用できたことはもちろんのことである。こうした買弁の使用する者は、手形・現銀の良否についての経験・知識を有する地縁・血縁の中から雇用した。というよりも、地縁・血縁のものをその道のエキスパートに訓練、養成したと言った方が正しいであろう。銀行買弁の収入は、俸給としては月額100両から250両ぐらいであったが、手形売買の手数料（1,000両につき1.5両）、銀行によっては預金・貸付の利子の幾分かも加わって莫大なものとなり、20世紀初頭の上海における銀行買弁の年間収入は、少なくとも一万両、多い者は三万両以上に及んだと言われたのである。³⁸⁾

外国人商人および外国の商会の中国におけるあらゆる企業活動は、現実には買弁の請負によって運営されていたことを考えると、行商時代以後、とくにアヘン戦争以後における買弁の果たした役割と重要性が想像つくものであろう。それは、あたかも中国の政治が現実には胥吏によって運営されていたように、中国における外国人の企業は、買弁によって運営されたのである。胥吏が発展したのは、中国官僚の資格として、古典的な教養およびそれを通じて形成される精神を重視し、現実的な行政知識を軽視したこと、および皇帝に対する権力の集中をはかる必要から、地方的な地縁・血縁による権力集中を排除するために、本籍迂回の政策をとったことによって、官僚が現実の政治からうきあがり、地縁・血縁による胥吏の請負政治が出来上がったのである。

まさにこうした構図と同じように、外国商人の中国の言語・商慣行・経済制度についての不慣れが、買弁の請負営業制度を発展させたのである。彼らの蓄積した資本も、胥吏のそれと同じように賄賂や手数料などの専門的な地位や知識の独占を利用した役得によるものであった。しかし、アヘン戦争を境に買弁のおかれていた地位がまったく異なるものがあつた。行商体制下においては、買弁は行商の監督下にある外国商人の使用人に過ぎなかつた。官僚身分を取得した紳商として、官僚と対等の立場を取ることができたのは行商だけであつた。ところが、アヘン戦争以後は行商体制が崩壊したために、買弁が行商の地位を襲うことになり、彼らは嘗ての行商のように紳商の地位を占め、商人のトップクラスとして、19世紀後半の中国の経済・政治上に重要な役割を演じたのである。

すでに述べたように、買弁になった者は、最初は広州・マカオおよびその近郊の者が多かったが、しだいに各開港地およびその周辺の者も加わつた。その中に買弁階級形成の中心地となつた上海では、その隣接する江蘇・浙江両地域の出身者の進出が際立つものがあつたのである。とくに「銀行買弁」は、この地域の出身者が大半を占めていたほどであつた。広東人の買弁出身の重要な人物としては、唐廷枢、徐潤らが上げられる。唐廷枢は、怡和洋行（Jardine Matheson & Co.）の総買弁出身で、後の招商局・開平炭坑の創立・経営に多に関係した人物である。³⁹⁾

また、徐潤は寶順洋行・太古洋行の買弁出身で、上海の電報局および上海織布局の創立に尽力した者として知られていたのである。⁴⁰⁾これらの広東人買弁は、買弁のかたわら、自ら絹や他の物資のブローカなどの営業をもやっていたのである。彼らは、「合股」と呼ばれる方法で資金を何

人かから集め、店舗を設け外国商人に対して絹・茶・綿花のプロローカをやり、莫大な資本を蓄積したのである。こうして蓄積した資本を彼らは、招商局をはじめ各種の企業に投じたのである。そして、上海に進出した隣接地域の買弁の中に、「銀行買弁」以外で財を蓄積した上海の資本家第1号になった怡和洋行の買弁である無錫出身の祝大椿である⁴¹⁾。また、上海イギリス領事館の買弁である陶梅生⁴²⁾や平和洋行（Liddell Bros. & Co.）の買弁であった朱葆三⁴³⁾なども買弁出身の産業資本家として重要な意味を持つものであった。

買弁は、アヘン戦争後の中国における新興ブルジョアジーであったが、彼らも、また伝統的な中国商人が持っていた肩身の狭さを感じていた。したがって、彼らは上納品によって、すなわち中国政府への貢物によって官僚身分を獲得していたものが多かった。したがって、「買弁の身分は洋行中の奴隷の首領に過ぎない」からアメリカの指導者の学ぶ大学（エール大学）の卒業生が買弁になるのは、母校の名誉を汚すという理由で、寶順洋行の買弁になるよう薦められたことを謝絶した中国近代史上の有名な知識人である容宏⁴⁴⁾や光緒の末年、天津の匯豊銀行支店の買弁であった呉懋鼎⁴⁵⁾が四品の中央官僚に保挙させられた時も、「買弁はヨーロッパ人の奴隷で、何の理由で四品の中央官僚に保挙するのか」といった反対があったように、中国読書人の買弁に対する考え方が明らかである。しかし、容宏自身は形式的には買弁にはならなかったが、実質的には買弁のような仕事を引き受けて産茶地域についての調査や徐潤らと「合股」で茶のプロローカをやっていた。これはどのように説明するのかということになるのであるが、すなわち、形式的には、利殖の行動を蔑視しながらも実質的には、これに非常に関心を持っていた中国の読書人階級の偽善の本質的な部分の現れであると言っても過言ではなさそうである。

買弁の資本は、徐潤らのように土地に投資されて寄生的な利潤を引き出す機能を果たすこともあった一方で、近代的産業資本として投資されることも多かったのは、彼らが外国商人が進出していた開港地や租界で近代的生産企業に接したり、近代的輸入商品を中国市場に売りさばく仕事をしていた関係から、その状況および将来への展望に明るいものがあることへの予測ができたからであろう。しかし、以上述べてきたように彼らは、外国商人や外国の企業に寄生していたのであるから、そこに彼らによって蓄積された資本の持つ機能の限界があったことも容易に想像できよう。しかし、同時に彼らの資本が、塩商・行商・質屋その他のようなアヘン戦争以前の商業・高利貸資本とちがって進歩的な機能を持っていたことも否定できない事実と言えよう。

ところが、アヘン戦争以後においてこれまで述べてきた買弁階級と共に、各開港地や租界地に新しい商人階級も形成されたのである。彼らは、外国商人の通商を機会にその富を蓄積したのである。その中において、通商の重要性から広州を凌駕し、後に中国の通商の中心地となった上海租界は、その最も重要な場となったのである。これまで述べてきたように、上海に大量に進出してきた隣接する江蘇・浙江出身の商人が、その一時的とは言え、歴史的な主役を演じていたのである。その代表的な者としては、たとえば、浙江省の一地方の貧農の家に生まれ、14歳の時にわずかな資金を持って上海に出てきて、外国船に雑貨や器具を売って財を蓄えて、後に機械店を経営して、大いに成功した資本家である葉成忠⁴⁶⁾や無錫の出身で胥吏の家に生まれ、上海に出て銭莊につとめ、後に自ら銭莊を開設しながら製粉工場を創立して財を成し、ついには紡績工業の経営にも成功した栄宗敬⁴⁷⁾（中国の国家副主席であった、現在は中国最大の投資信託集団会社の総裁をつとめている栄毅仁の親類）があげられるのである。彼らの蓄積した商業資本は、質屋に投資して寄生的に

機能した場合もあったが、上海を中心とした近代的商品市場の活況が、彼らのその資本を産業資本として機能させるきっかけを作ったことは間違いないである。近代産業に最も関係の深い石炭・鉄などに目をつけて成功を収めた周延弼⁴⁸⁾が、後に製絲・紡績に投資したのもそこに理由があったからであろう。

4-3 華僑資本

この時期において、こうした新しい商人階級の資本以外に、もう一つあげなければならない資本があるのである。それは、すなわち華僑資本である。中国人の海外移住が、すでに明代の初期に行われていたことは、いろいろな文献から知ることができるのである。たとえば、「瀛涯勝覽」という書物の爪哇国の項目の中に、当時の広東および潮州人が大量に移住していることが詳細に記録されている。しかし、こうした中国人の海外移住は、生活苦や社会諸事情によって自ら自主的に海外に出ていった人もいれば、強制的にすなわち非自主的に海外へ移住させられた人も相当数にのぼったと見られている。

たとえば、1602年における明朝政府は、国内の銀山開発に躍起になった時、呂宋（ロソン島）⁴⁹⁾の山に金銀を産出するとの報告を受けて、人を現地へ派遣して視察させたが、これがイスパニア政府の疑惑を引き起こし、翌年の1603年に二万数千人の現地の中国人が殺される事件となったことや1740年にオランダ東インド会社の上層部が、華僑の中の貧困者を強制的に新たな開拓地に移住させようとしたことから、オランダ人と華僑との間に闘争となり、約9000人の華僑が虐殺されたことが記録されているように、⁵⁰⁾海外に移住した華僑人数がかなり存在していたことが分かる。

アヘン戦争以後、中国人の海外移住がそれまで以上に増加傾向に転じたのである。イギリスは、北京条約の第五条で、中国人がイギリス領または、他国領において労働に従事することを希望する場合、イギリス人と契約することを許可し、単身または家族とともに各開港地からイギリス船に乗船することを妨げないということ清朝政府に認めさせたのである。これは、後におけるカリフォルニア金鉱開発、キューバ・ハワイの砂糖プランテーションの発展、ペルーの銀鉱開発、オーストラリアの金鉱、マラヤ・東印度諸島の各種プランテーションなど中国人労働者の需要が大きかったためであって、自由労働者の渡航のほか、強制的、あるいは誘拐された契約労働者として輸出されたものも多かったのである。当時豚っ子（豚仔）と呼ばれた彼らは、香港・マカオを拠点として活動していた中国人ブローカに甘い言葉にのせられて、いわゆる「苦力貿易」船に抛りこまれたのである。

こうして海外に移住した人の中に人数的に絶対的な割合を占めていたのは、やはり地理的に開港地に隣接していた南方の出身者である。また、移住先としてもっとも多かったのは、地理的に近接したインドシナ、マライ、タイ、東印度諸島、フィリピンなどの南アジアを中心とした諸地域であった。こうした南方出身者の中でも、特にその勢力を後に大きく成長させた福建邦（泉州・漳州出身者）、広府邦（広州出身者）などは、同郷団体を組織し、時には、権益のために闘争事件もしばしばあったほどであった。彼らは、農場や鉱山の労働者または、色々な職人としての勤労によって資本を蓄え、商業や租税請負、鉱山の経営、ゴム・砂糖などの農場経営、不動産投資などを従事し、一代にして莫大の財産を築いたものも少なくなかったのである。⁵¹⁾

このような海外に移住した中国人、すなわち華僑が政府との関係を結んだ出来事は1877年に起

きた。当時山西省を中心とした中国の西部地域に大干ばつがおき、飢餓が広く蔓延したのである。清朝政府の官僚であった李鴻章の要請により、福建省の地方官僚であった丁日昌は、中国人移民の成功者の多い東南アジアの各地に人を派遣して飢餓救済基金を募集させたのである。これは中国の歴史上における政府による海外に居住する中国人との最初の接触であって、この募金活動によって中国の歴史上における政府の華僑を公認せず、移住禁止の在外華人に対する政策を根底から改められるきっかけになったのである。

しかし、中国政府のこうした政策転換の本当の理由は、むしろ以下のような点にあったことは明白なことである。すなわち、日清戦争以後莫大な対日賠償金を背負った清朝政府は、躍起一番で、各方面における近代化を推し進めるための所要資金を民間の商業資本に頼らざるを得ない事情があって、そこで、東南アジア各地の華僑資本が注目され、その導入に目論んでいたことがもつとも理由と言えよう。

4-4 官僚資本

アヘン戦争以後における中国の資本蓄積を論ずる場合には、洋務官僚における資本蓄積の構図を明らかにしなければならない。というのは、こうした官僚の蓄積した資本の中に、中国における近代的企業への資本投下をかなりのウェートを占めていたからである。ここでいう洋務官僚とは、外国の商人や外国の文化と接する機会の多い政府の要職に就いていた官僚のことを指すのである。たとえば、中央においては対外的実務担当の恭親王、曾國藩、李鴻章、左宗堂および彼らの側近であって、地方においては、主に各開港地の税関を統治する官僚たちである。

洋務派によって設立された近代的産業がしだいに東南沿海地域を中心に展開されたのである。たとえば、江南製造局・福建船政局をはじめとして、李鴻章・張之洞・袁世凱らの洋務派総督のもとで数多くの近代的産業が設立されたのである。その中に、李鴻章の設立したものとしては、江南製造局のほか、招商局・開平鉱務局・漠河金場・電報局・上海織布局・開平鉄路公司（後の中国鉄路公司）などがあり、張之洞の設立したものとしては、漢陽鉄場・湖北織布局・紡紗局・湖北銀元局などがあり、袁世凱の設立したものでは、北洋銀元局・北洋工芸総局およびその統括下の教養局（後の貧民授産所）・実習工場（織布・染色・マッチ・木工・磁器・石鹼・刺繍など）・教育陳列館・高等工芸学堂などがあつた。

こうした当時においては、きわめて近代的な機能を持つ施設の運営にあたった者は、洋務派の総督たちの側近であつた。彼らは、こうした近代的企業の運営にあたることによって私的に蓄積した資本を近代的な産業資本として機能した人も現れたのである。たとえば、招商局・電報局の創立運営、および後に漢陽鉄場・大冶鉄山・萍郷炭坑を合併して漢冶萍公司を設立した盛宣懐や上海・漢口・広州などの税関の官営銀號（両替所）を経営して蓄積した富を、上海・寧波において紡績・銀行などに投資した嚴信厚⁵²⁾のような李鴻章の側近もいれば、北洋銀元局・工芸総局などの経営に当てられ、唐山のセメント工場の建設に乗り出した周学⁵³⁾のような袁世凱の側近もいたのである。

また、中国の開港地および主要沿海都市における外国人によって運営されている工業に対抗するために、中央政府の要請に応じて張之洞が江蘇・浙江両地域の地方有力者に紡績・製糸などの工場を建設するようにすすめたのである。これをきっかけに南通の張謇⁵³⁾をはじめトップ官僚が近

代企業の設立に乗り出したのである。また、このほか中央官僚や外国在住大使ら本人あるいはその子が産業資本家になったケースも少なくなかった。たとえば、農・公・商部、郵傳部のトップ官僚であった沈雲沛⁵⁴⁾とペルー駐在大使であった許鼎霖⁵⁵⁾は南通の張謇とともに紡績・製粉など色々な企業を設立し、また、駐イギリス大使であった薛福成の息子の薛南溟は、製糸工場に投資したのである。

以上のように、中国の官僚が表面に出てきて産業活動に乗り出してきたことは、清朝末期の新しい社会現象になったのである。すでに述べたように、官僚が陰で私財のために質屋・商業などに投資することは、明朝末期以後の貨幣経済の浸透によって一般的な傾向になったのであるが、もともと商人でありながら、貢物によって官僚身分を獲得した者は別として、科挙制度によって正式に官僚となった者、あるいは引退した者が社会の表舞台に出て、堂々と企業活動に参加することはなかったのである。

このように、官僚が近代企業を経営することは、中国を取り巻く国内および国際的な情勢によって、しだいに変化し、展開していたのである。彼らは、そうした近代企業を運営する間にしだいにブルジュア的な経営者としての能力を磨き、徐々に独立的な経営者に成長していったのである。特に、日清戦争以後になってレッキとした官僚も経済活動に乗り出したのである。これは清朝末期において、経済活動に対する社会的評価が変化したことを物語っていたのである。中国においては、経済活動に携わる者は一般的に「商」と呼ばれたが、すでに述べたように、伝統的な農業国家を背景とした社会的価値標準としては、本業である「農」に対して、「商」はあくまでも「末業」とされていたのである。しかし、この「末業」という従来の価値評価が清朝末期に成って一大転換を余儀なくされたのである。それは、アヘン戦争以後の中国において支配力を持った欧米諸国および日本の国力が、近代的な企業活動による国富に基づくものであることが、中国人に認識されたからである。この価値評価の転換が、レッキとした官僚を近代的企業活動に参加させたばかりではなく、新しい型の資本を産業資本として形成させることにもなったのである。

む す び

中国における近代産業の発生と挫折の過程は、半封建・半植民地社会における資本主義発展の一つの典型を成すと思われる。そして、それは「後進資本主義の持つ歪みと呼ばれている」⁵⁶⁾ものの一つの場合である。しかし、中国の場合、この歪みをもたらしたヨーロッパ先進資本主義による外圧と中国自体の内部事情の内、むしろ後者の方がより大きな比重がかかっているように思われる。

すなわち、中国における歪曲された資本主義発展の姿は、その直接の原因が帝国主義の圧迫そのものの中に見出されることはもちろんであるが、中国社会の内圧の諸条件、すなわち、この中国的風土に深く根ざす諸事情が一層根本的な原因を成すと考えられる。というのは、それぞれの国における資本主義の発達のある方や運命を決定するものは、その社会における伝統的支配とその組織の強弱の度合いに、むしろ影響されるからである。外から触発された中国資本主義は、まず、何よりも中国伝統社会を支える諸制度と結びつき、結局、伝統的束縛から開放されることな

く、その半封建的な経済社会構造の中にはめ込まれ、そうした歪みを内包する賤民的資本主義として開花したのである。この場合、そうした発展を支えるものとして、国内の伝統的な社会関係が本質的にはより重要な役割を果たしていたことに注意したい。

〔付記〕

本稿を作成するに当たり、立命館大学経済学部の鈴木登先生に終始丁寧なご指導を賜りました。また、立命館大学経済学部の岩田勝雄先生、松野周治先生からは貴重なご助言をいただきました。そして、海外教材センターの大島春樹氏からは、資料提供のご尽力を頂きました。ここに記して、以上の方々に厚く御礼申し上げます。

なお、本稿は2000年度立命館大学大学院研究生助成金による研究成果の一部である。

（注）

- 1) 中国人民大学歴史教研室編『中国資本主義萌芽問題討論集』上・下、北京、三聯書店、1957年。
- 2) 手嶋正毅編：「経済学の基礎—所有の歴史」、有斐閣、1968年に参照されたい。ちなみに、本節の段階規定の指標にしている小商品生産の二類型について、第一類型とは、同一経営内部で自給生産部分が主要な地位を占め、商品生産部分はお前者の補完的役割を演じるに過ぎず、量的には自給生産が商品生産より大きいことを指す。第二類型とは、商品生産部分が自給生産部分を上回り、後者が前者の補完物となって、商品生産が自給生産の量的比率を上回る段階を示す。
- 3) 今日の上海市のことである。当時の行政区分において、上海は、県規模の地方町である。
- 4) 従 翰香：「試述明代植綿紡績業の発展」、『中国経済史研究』第一期、1981年。
- 5) 北村敬直：「清代の商品市場について」、(『経済雑誌』二八ノ三・四合刊號)。
- 6) 許 大齡：「十六世紀十七世紀初期中国封建社会内部資本主義的萌芽」、『資本主義討論集』下、907ページ以下。
- 7) 佐伯有一・田中正俊：「十六・七世紀の中国農村制糸・絹織業」、『世界史講座』Ⅰ。
- 8) 乾 隆：「吳江縣史」、卷38、生業、に参照されたい。
- 9) 徐 一麥：「織工對」、『始豊稟』、卷一、に参照されたい。
- 10) 「天工開物」、卷上、乃服、布衣の條。
- 11) 「農政全書」、卷35、に参照されたい。
- 12) 西嶋定生：「清朝初期綿業市場の考察」、『東洋学報』三ノ二。
- 13) 角山 栄：「イギリス絶対主義の構造」、(第二章『エリザベス徒弟法の歴史的展開』)に参照されたい。
- 14) 大塚久雄：「近代欧州経済史序説」、上、194ページ。
- 15) 顧 炎武：「天下郡国利病書」(四部叢刊本、第五冊、蘇州、上、常熟縣)。
- 16) 青山秀夫：『マックス・ウェーバの社会理論』の第四論文「ウェーバの中国社会観序説」。
- 17) 「清国行政法」一ノ上、81ページ。
- 18) 同上：一ノ下、179ページ。
- 19) 光緒「大清會典」卷21、文職官之俸。
- 20) 光緒「會典事例」、卷251、文武外官俸銀の條に参照されたい。
- 21) 「醒世恒言」生活書店463ページ。
- 22) 馮 桂芬：「校頌盧抗議」卷上、厚養簾議。
- 23) 陳 其元：「庸間齋筆記」卷9。
- 24) 顧 炎武：「日知録」卷28。
- 25) 光緒「會典事例」、卷172に参照されたい。
- 26) 同上、卷278に参照されたい。
- 27) 盧 錫普：「史議」(『皇朝經世文編』)、卷15。

- 28) 光緒「會典事例」, 卷262に参照されたい。
- 29) 佐々木正哉:「清代官僚の貨殖に就いて」(『史学雑誌』, 63ノ2)に参照されたい。
- 30) 朱 傑:「中国租税問題」, に参照されたい。
- 31) 梁 嘉彬:「広東十三行考」第三編第六節に参照されたい。
- 32) 「光緒東華録」卷128ページ。
- 33) 「光緒會典事例」卷240, 嘉慶14年の條に参照されたい。
- 34) 詳細は「上海研究資料」288から289の『上海外国銀行始祖考』に参照されたい。
- 35) 東亜研究所:「諸外国の対支投資」, 上巻, 51ページ。
- 36) 松田智雄:「イギリス資本と東洋」162ページ。
- 37) 東亜研究所:前掲書に参照されたい。
- 38) 「中国経済全書」, 第二輯, 350ページ。
- 39) 「中国近代工業史資料」, 第二輯, 971ページに参照されたい。
- 40) 同上。
- 41) 「工業資料」, 第二輯, 下, 958ページ。
- 42) 同上:981ページ。
- 43) 中国経済全書」, 第二輯, 386ページ。
- 44) 「西学東漸記」, 48~49に参照されたい。
- 45) 「光緒東華録」, 卷198に参照されたい。
- 46) 「工業資料」, 第二輯, 下, 955ページに参照されたい。
- 47) 天野元之助:「支那農村襍記」, 81ページ。
- 48) 「工業資料」, 上掲書, 952ページ。
- 49) 李長傳:「中国移民史」, 166ページ, 1937年。
- 50) 李長傳:前掲書, 150ページ。
- 51) 内田直作:「華僑資本の前期的性格—マレーの陸佑財閥を中心として—」, 『東洋文化』七号。
- 52) 「工業資料」, 上掲書, 929ページ。
- 53) 張孝若:「南通張李直先生伝記」。
- 54) 「人名鑑」910ページ。
- 55) 「官紳録」487ページ。
- 56) 大塚久雄:「後進資本主義とその諸類型」(『後進資本主義の展開過程』, アジア経済研究所, 昭和45年度中間報告所収), 5ページ。

主要参考文献

1. 小山正明:「清末中国における外国綿製品の流入」『明清社かい経済史研究』東京大学出版会, 1992年。
2. 田中正俊:「西欧資本主義と旧中国社会の解体—“ミッチェル報告書”をめぐって—」『中国近代経済史研究序説』東京大学出版会, 1973年。
3. 鈴木智夫:『洋務運動の研究』汲古書院, 1992年。
4. 鈴木智夫:「上海機器製糸業の成立」上掲書, 汲古書院, 1992年。
5. 鈴木智夫:「広東機器製糸業の成立」前掲書, 汲古書院, 1992年。
6. 曾田三郎:『中国近代製糸業史の研究』汲古書院, 1994年。
7. 奥村 哲:「恐慌下江南製糸業の再編試論」『東洋史研究』47巻4号, 1989年。
8. 奥村 哲:「恐慌前夜の江浙機械製糸業」『史林』62巻2号, 1979年。
9. 森 時彦:「中国近代における機械製綿糸の普及過程」『東方学報』61号, 1989年。
10. 中井英基:「清末中国綿紡績業について—民族紡不振の原因再考」(北海道大学)『人文科学論集』

- 16号, 1979年。
11. 高村直助：『近代日本綿業と中国』東京大学出版会, 1982年。
 12. 富沢芳亜：「銀行団接管期の第一紡織公司—近代中国における金融資本の紡織企業代理経営をめぐって—」『史学研究』204号, 1994年。
 13. 尾上悦三：『中国産業立地の研究』アジア経済研究所, 1971年。
 14. 荻原 充：「中国における製鉄業の展開過程—南京政権期の経済建設の一側面—」（北海道大学）『経済学研究』37巻, 第2号, 1987年。
 15. 荻原 充：「南京国民政府の中央鋼鉄場建設計画をめぐって」（北海道大学）『経済学研究』第43巻4号, 1994年。
 16. 安藤 實：「漢冶萍公司借款」(1), (2)『法経研究』15巻1号, 2号, 1966年。
 17. 王 子健：「“孤島” 时期的民族綿紡工業」『中国近代経済史研究資料』(10), 上海社会科学院出版社, 1990年。
 18. 徐新吾編：『江南土布史』上海社会科学院出版社, 1992年。
 19. 全 漢昇：『漢冶萍公司史略』香港中文大学, 1972年。
 20. 劉 国良：『中国工業史（近代巻）』江蘇科学技術出版社, 1992年。